

土地利用計画【舞洲地区】

- ◆ 物揚場の計画廃止にあわせて、背後の埠頭用地の一部を港湾関連用地へ変更。・・・①
- ◆ 現在、隣接する埠頭用地と一体的に利用されており、土地利用が将来的にも変わらないと見込まれるため、現状に合わせて、港湾関連用地から埠頭用地へ変更。・・・②
- ◆ 現在、大阪府が所有する土地で、大阪府警本部の施設が立地しており、今後緑地としての整備は見込まれないことから、現状に合わせて、緑地から都市機能用地へ変更。・・・③



(既定計画)



(今回計画)



土地利用計画【此花地区(桜島)】

◆ 低利用の緑地(桜島臨港緑地)を港湾関連用地に変更



(既定計画)

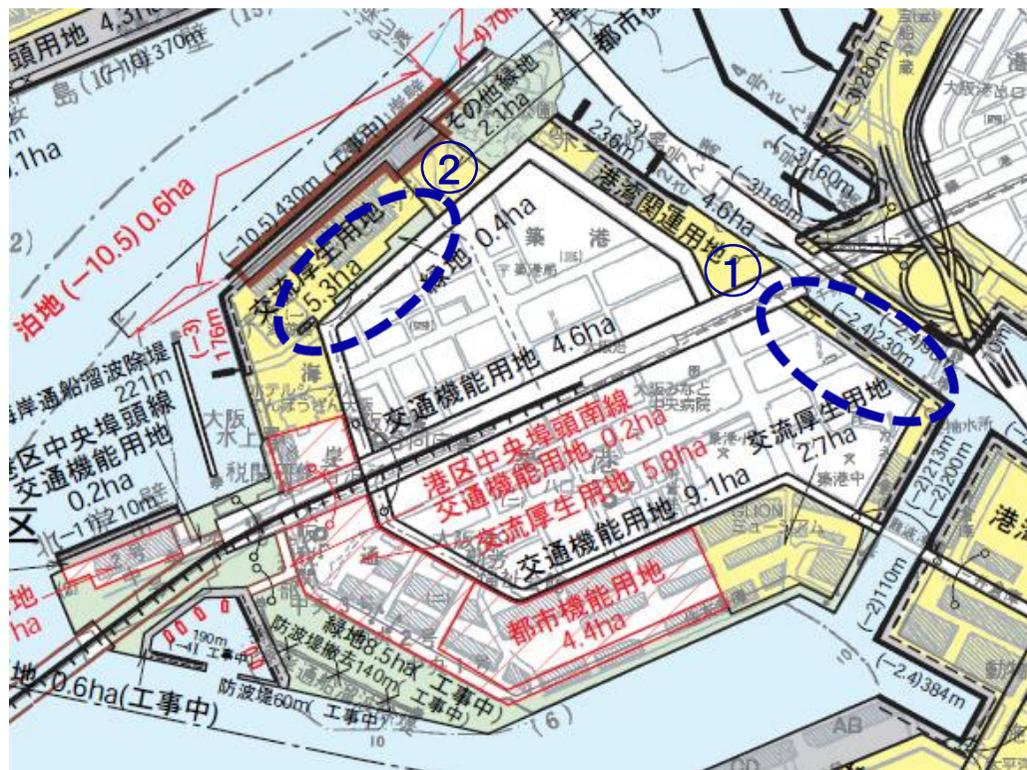


(今回計画)

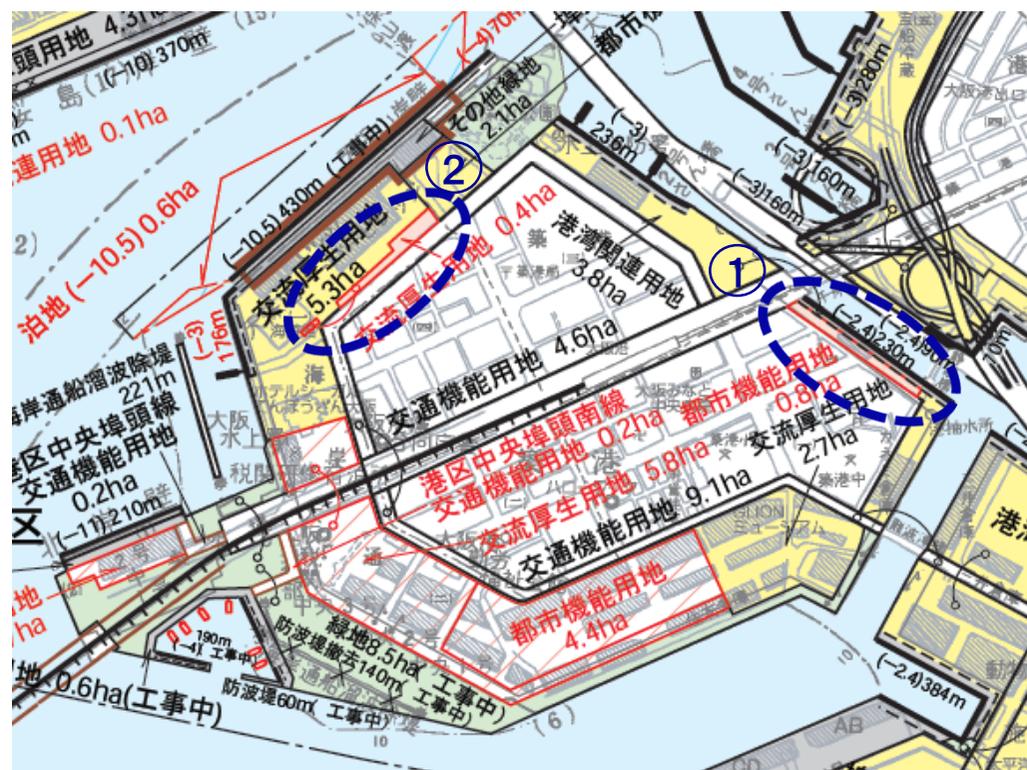


土地利用計画【港地区(中央埠頭①)】

- ◆ 港湾利用が低下しており、今後港湾利用が増えることも見込み難いため、港湾関連用地から都市機能用地へ変更。…①
- ◆ 実態として緑地施設としては廃止済みであり、隣接する交流厚生用地と一体的に利用されていることから、緑地から交流厚生用地へ変更。…②



(既定計画)

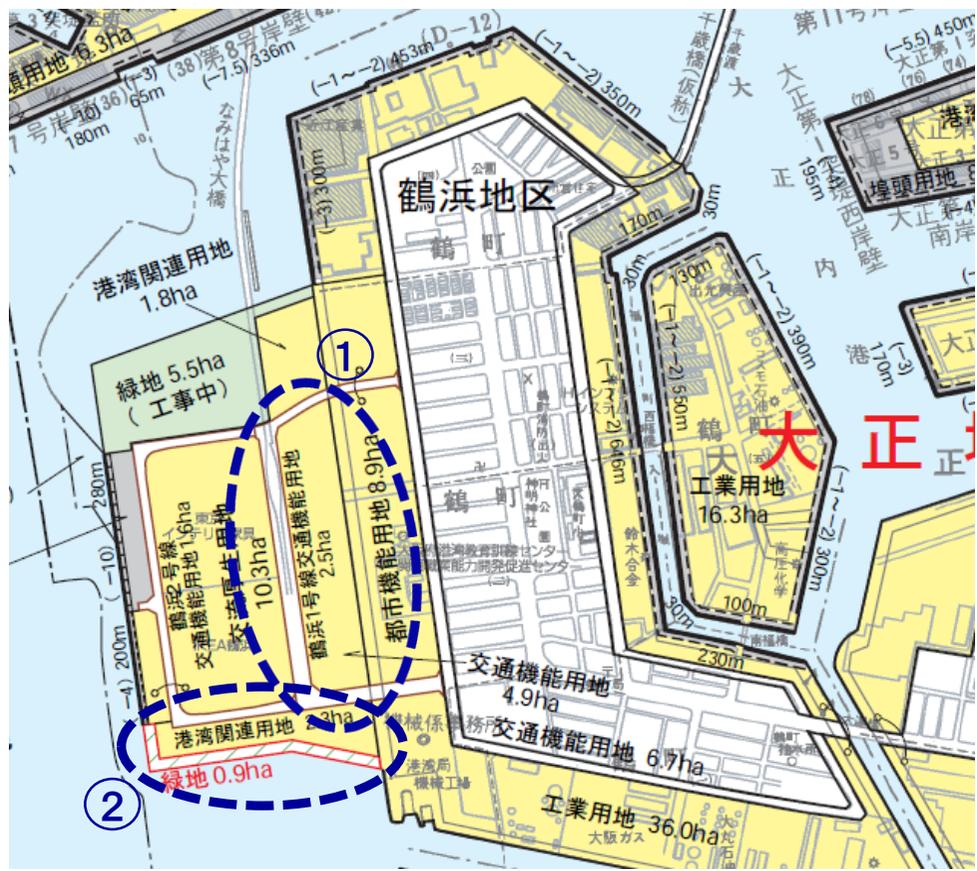


(今回計画)



土地利用計画【大正地区(鶴浜)】

- ◆ 地下鉄長堀鶴見緑地線延伸計画精査の結果、車庫用地が不要となったため、交通機能用地から交流厚生用地へ変更。・・・①
- ◆ 周辺と調和のとれた商業・業務機能の導入を目指し、緑地から港湾関連用地へ変更。・・・②



(既定計画)



(今回計画)



土地利用計画【南港地区(北埠頭・南港北・南港東①)】

- ◆ コンテナターミナルゲート待ち車両の滞留解消の用に供する用地として、緑地(港大橋臨港緑地)から交通機能用地へ変更・・・①
- ◆ ふれあい港館が閉館し、現在は専門学校が立地していることから、その他緑地から都市機能用地へ変更・・・②
- ◆ ふれあい港館第2期計画が無くなったことから、周辺区画と同様の土地利用を想定し、交流厚生用地から港湾関連用地へ変更・・・③
- ◆ R岸壁のフェリー埠頭としての埠頭用地の規模について見直し、一部を港湾関連用地へ変更・・・④



(既定計画)

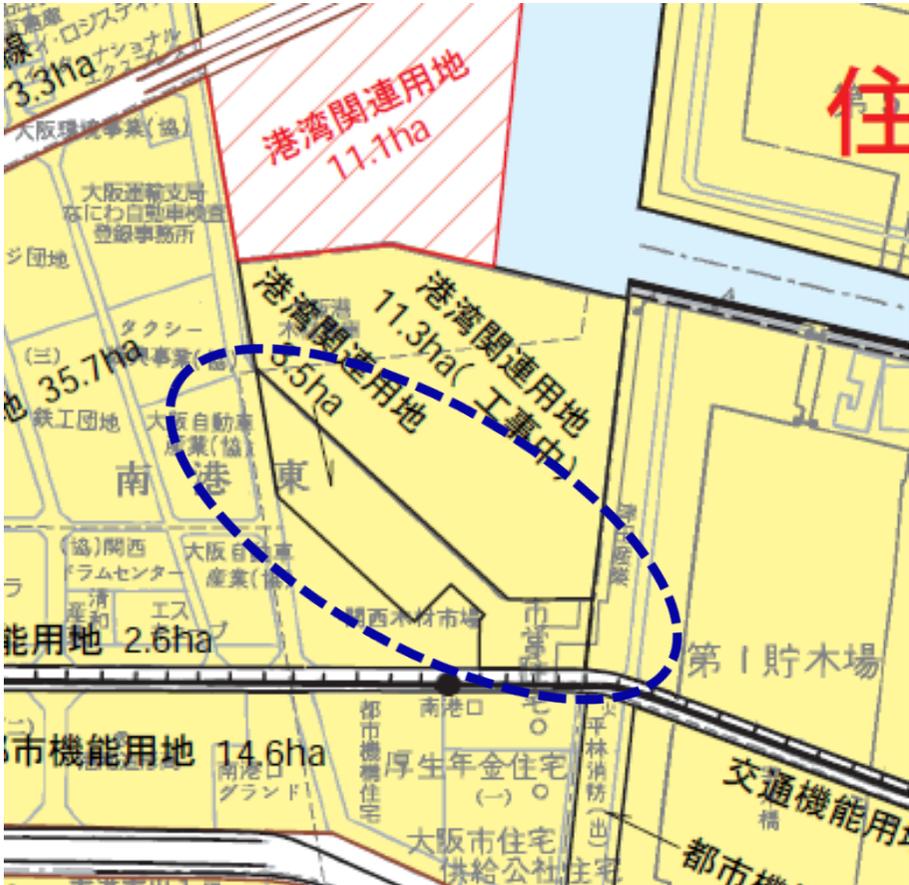


(今回計画)

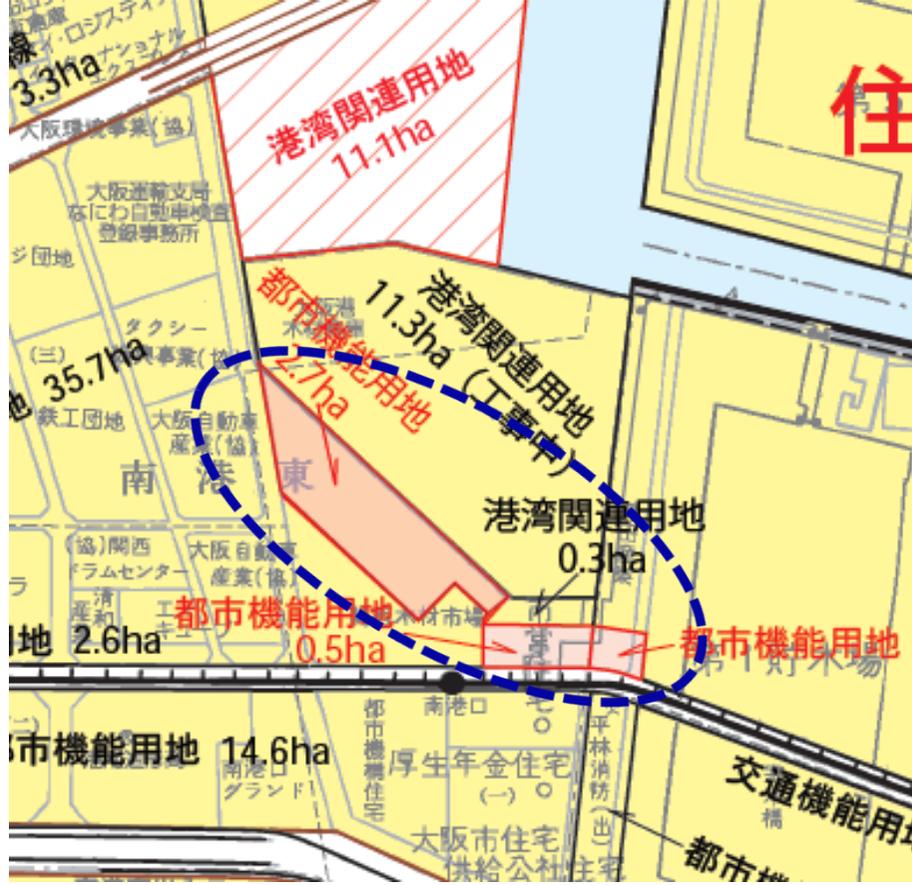


土地利用計画【南港地区(南港東②)・住之江地区(平林)】

◆ 港湾利用が低下し、今後港湾利用が増えることも見込み難いため、港湾関連用地から都市機能用地へ変更



(既定計画)



(今回計画)

土地利用計画【南港地区(南埠頭)】

- ◆ 民間物流施設の土地需要に対応するため、南港海水遊泳場跡地を緑地から港湾関連用地へ変更



(既定計画)



(今回計画)



土地利用計画

◆ 土地利用計画(変更後)は以下に示すとおり。

(単位 : ha)

	埠頭用地	港湾関連用地	交流厚生用地	工業用地	都市機能用地	交通機能用地	危険物取扱施設用地	緑地	合計
新島地区	85 0	90 0				21 0	65 0	38 0	300 0
夢洲地区	74 6	81 -14	16 16	-72	100 8	26 -1		94 58	391 0
舞洲地区	19 -1	21 1			46 2	23 0		111 -2	220 0
南港地区	194 -3	404 3	-2	46 0	134 4	102 2		79 -4	959 0
此花地区	12 0	165 0	18 0	167 1	98 -1	37 0		9 0	507 0
港地区	24 0	109 -1	18 0	42 0	16 2	21 0		13 0	244 1
大正地区	17 0	27 1	15 5	238 0	9 0	14 -5		6 -1	326 0
住之江地区		141 0		70 0	5 0	11 0			226 0
西地区		0 0			12 0				13 0
浪速地区					4 0				4 0
西成地区		4 0		32 0	1 0				38 0
合計	425 3	1,043 -11	68 19	595 -71	427 15	255 -4	65 0	349 50	3,227 1

注) 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。下段の数字は現計画面積からの増減。

【参考】土地利用計画における土地利用の区分は以下のとおり。

区分	土地利用の概要
埠頭用地	係留施設と一体となって港湾貨物の荷さばき等を行うための用地
港湾関連用地	物流・人流などの輸送活動の増進を図り、またこれらの活動を支援する施設の用地
交流厚生用地	国内外の様々な交流活動を推進するとともに、港湾におけるレクリエーション活動の用に供する施設及びこれに付随する施設のための用地
工業用地	工業の用に供する用地及びこれに付随する施設のための用地
都市機能用地	都市機能の用に供する用地
交通機能用地	陸上及び航空交通の用に供する用地
緑地	緑地、広場、植栽等の用地